平成２１年（フ）第５０９号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目５番16号
債務者　梶原夕美恵
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
佐賀県小城市三日月町長神田901番地13
債務者　今永　千鶴
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
佐賀県多久市東多久町大字別府1946番地
債務者　渕上アキノ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
佐賀県小城市三日月町長神田1384番地７
債務者　井上ひさえ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
佐賀県神埼市神埼町尾崎2864番地８
債務者　吉田なおみ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1571番地16
債務者　田中　丈二
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
佐賀県佐賀市六座町７番112号
債務者　荒木真樹子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目15番９号
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
鹿児島県鹿児島市中山町5013番地６
債務者　重山　秀代
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字高田54番地10
債務者　榊　　友江
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１３８号
秋田県大館市有浦１丁目９番58―２号、前住所秋田県大館市北神明町９番57―３号、前々住所秋田県大館市有浦１丁目９番58―１号コーポフラワー２―２―１
債務者　佐藤　繁三
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１４２号
秋田県北秋田市阿仁水無字新町119番地
債務者　加賀谷リツ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１４３号
秋田県大館市花岡町字前田162番地15　７―２号
債務者　成田　和則
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９７４号
高知市朝倉己1156番地47
債務者　野瀬　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８２号
高知市井口町130番地
債務者　三好　智三
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８３号
高知県南国市三畠411番地５
債務者　井上　保子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８７号
高知県吾川郡いの町駅南町26番地３
債務者　中澤　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８８号
高知県吾川郡いの町駅南町26番地３
債務者　中澤　明子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所破産係